

## 宮城県農業農村整備事業等測量作業規程

宮城県農業農村整備事業等測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和3年2月1日付け国国地第96号）を準用する。

この場合において、作業規程の第1条第1項中「農林水産省地方農政局が行う測量」とあるのは「宮城県が行う測量（農業農村整備事業等に係る）」と、同条第2項「農林水産省地方農政局の行う測量」とあるのは「宮城県の行う測量（農業農村整備事業等に係る）」と、附則中「令和3年2月3日」とあるのは「承認日」とそれぞれ読み替えるものとする。